

東北地方太平洋沖地震により被災した大学又は研究機関の学生及び教員等の受入れに関する規程及び平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う教職員の就業に関する特例を定める規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>東北地方太平洋沖地震</u>により被災した大学又は研究機関の学生及び教員等の受入れに関する規程 (平成23年3月31日総長裁定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>東北地方太平洋沖地震</u>により教育又は研究活動を継続することが困難となった他の大学又は研究機関(以下「他大学等」という。)に所属する学生及び教員等を、当該大学又は研究機関において教育又は研究活動を再開できるようになるまでの間、本学における関連する学部若しくは研究科等又は研究所、センター等において受け入れ、その教育又は研究活動を支援することを目的とする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う教職員の就業に関する特例を定める規則</u> (平成23年3月24日総長裁定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大規模な非常災害である<u>平成23年東北地方太平洋沖地震</u>により被害を受けた国立大学法人京都大学に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の最低限の生活水準の確保に資するため、例外的に当該教職員の就業に関する特例措置を定めるものである。 (勤務しないことの承認)</p> <p>第2条 当分の間、<u>平成23年東北地方太平洋沖地震</u>により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、業務の運営に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。 (1)～(3) (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>東日本大震災</u>により被災した大学又は研究機関の学生及び教員等の受入れに関する規程 (平成23年3月31日総長裁定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>東日本大震災</u>により教育又は研究活動を継続することが困難となった他の大学又は研究機関(以下「他大学等」という。)に所属する学生及び教員等を、当該大学又は研究機関において教育又は研究活動を再開できるようになるまでの間、本学における関連する学部若しくは研究科等又は研究所、センター等において受け入れ、その教育又は研究活動を支援することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>東日本大震災に伴う教職員の就業に関する特例を定める規則</u> (平成23年3月24日総長裁定)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大規模な非常災害である<u>東日本大震災</u>により被災した国立大学法人京都大学に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の最低限の生活水準の確保に資するため、例外的に当該教職員の就業に関する特例措置を定めるものである。 (勤務しないことの承認)</p> <p>第2条 当分の間、<u>東日本大震災</u>により次の各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、業務の運営に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができる。 (1)～(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成23年4月12日から施行する。</p>